

# 公の施設の点検票

点検実施

令和5年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	岡山市立彦崎老人憩の家		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他（集会所等）		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	昭和62年5月		
⑤ 所在地	岡山市南区彦崎2907番地29		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	1281m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート造/383.28m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	集会場1、和室2、調理室1、事務室、浴室	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人憩の家の設置運営について（昭和40年厚生省社会局長通知）
② 設置条例	[条例名] 岡山市立老人憩の家条例
③ 条例に規定された設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者の心身の健康の増進を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上、いきがづくりなどの活動の場の提供、拡充
⑤ 設置目的の達成状況	下記のとおり利用実績があり、達成できている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜から日曜(ただし、1/1~1/3,12/29~12/31を除く)			
③ 開館時間	午前10時から午後5時			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	1,548人		
	令和3年度	2,513人		
	令和4年度	3,430人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)	個別施設計画のとおり			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	2	2	2	2	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	30	29	21	27	
収入合計		32	31	23	29	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	103	103	103	103
		補助金等	0			
	小計		103	103	103	103
	直接経費	維持管理費	264	1,334	308	635
		光熱水費	880	476	436	597
		小計	1,144	1,810	744	1,233
	支出合計		1,247	1,913	847	1,336
収支差額		-1,215	-1,882	-824	-1,307	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料	103	103	103	103	
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)		174			
収入合計		103	277	103	103	
支出	管理運営費	人件費	10	10		10
		施設維持管理経費	50	17	10	26
		事務費	20	15	11	15
	小計		80	42	21	51
	事業費					
	その他	23	235	82		
支出合計		103	277	103	51	
収支差額		0	0	0	52	

5 耐震化・劣化度調査等の状況

① 耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	
	未了の場合の工事予定時期	
② 劣化度調査	劣化度調査実施状況	済み
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	外壁パネルに建物寿命に影響する劣化が見られる。

## 6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	<p style="text-align: center;">必要性あり</p> <p>高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上やいきがづくりなどの活動の場として市民ニーズがある。</p>
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	<p>指定管理者</p> <p>当該施設は、地域密着・住民近接の施設であり、民間型の経営ノウハウ導入の効果を期待するものではなく、事業規模も小さく利用実態も不規則であり、職員による直営管理も非効率なことから、指定管理による管理が妥当である。</p>
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <p>非公募の場合</p>	<p>非公募</p> <p>前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。</p>
<p>非公募とする理由</p> <p>根拠規定</p> <p>指定管理者の候補者名</p>	<p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>彦崎老人憩の家運営委員会</p>
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	<p>令和7年4月1日～令和14年3月31日</p> <p>(指定管理期間：7年)</p>